

特別養護老人ホームしんとう苑

介護老人福祉施設重要事項説明書

〈令和8年6月1日現在〉

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0279-55-6622

時間 午前8時30分から午後5時30分まで

担当 生活相談員 氏名 岡田 康嗣

*ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム「しんとう苑」の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホームしんとう苑
所在地	北群馬郡榛東村大字広馬場1, 797番地1
介護保険事業所番号	介護老人福祉施設(群馬県1072200288号)

(2) 同施設の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	施設長資格	1		管理全般	1
医師	医師		3	健康管理	3
生活相談員	社会福祉士 社会福祉主事	2		生活相談	2
管理栄養士	管理栄養士	2		栄養管理	2
機能訓練指導員	看護師	1		機能訓練	1
介護支援専門員	介護支援専門員	1		介護支援	1
事務職員		4	1	事務	5
調理員		4	3	給食調理	7
介護 看護 職	看護師・准看護師	3兼1	兼1	健康管理	5
	介護福祉士	25	1	介護	26
	1、2級修了者	3	3	介護	6
	初任者・実務者研修修了者		1	介護	1
	その他	3	2	介護・補助員	5

(3) 同施設の設備の概要

定員	73名	静養室	1室	
居室	個室	48室(1室9.0㎡)	医務室	1室
	個室	25室(1室14㎡)	食堂・機能 訓練室	2室
浴室	一般浴槽と機械浴槽 があります。	居間		

3. サービスの内容

- ・施設サービス計画の立案
- ・食 事（食費は介護保険給付対象外のため別途請求となります。）
 - 朝食 08：00～09：00
 - 昼食 11：30～12：30
 - 夕食 18：00～19：00原則的に居間でおとりいただきます。
- ・入 浴
週に最低2回入浴していただけます。
ただし利用者の状態により、特別浴または清拭となる場合があります。
- ・介 護
施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
- ・機能訓練
個別機能訓練実施計画書に基づき、機能訓練指導員が機能訓練を行います。
- ・生活相談
常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ・健康管理
当施設では、年間1回の健康診断を行います。毎日体温・血圧・脈拍を測定し、体調の把握に努めるほか、毎週月曜日午後、木曜日午後診察室にて内科医による診察や健康相談サービスを受けられます。また、対象のご利用者に対し、月に2回、精神科医師による療養指導が行われています。
- ・レクリエーション
当施設では、各ユニットにてさまざまな行事を行います。
行事参加者には別途費用（材料費・入場料・参加費等）をご負担いただく場合があります。
- ・理美容サービス（介護保険給付対象外のため別途請求となります）
当施設ではご希望の方に外部委託業者による理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
感染症により休止する場合があります。

4. 施設サービス利用料金

・従来型施設多床室基本料金

要介護度	一日あたりの自己負担分
要介護度 1	589 単位
要介護度 2	659 単位
要介護度 3	732 単位
要介護度 4	802 単位
要介護度 5	871 単位

・従来型施設多床室 食費、居住費 (1日当たりの自己負担分)

	食 費	居住費
第 1 段階	300 円	— 円
第 2 段階	390 円	370 円
第 3 段階①	650 円	370 円
第 3 段階②	1,360 円	370 円
第 4 段階	1,610 円	930 円

・従来型施設個室基本料金

要介護度	一日あたりの自己負担分
要介護度 1	589 単位
要介護度 2	659 単位
要介護度 3	732 単位
要介護度 4	802 単位
要介護度 5	871 単位

・従来型施設個室 食費、居住費 (1日当たりの自己負担分)

	食 費	居住費
第 1 段階	300 円	320 円
第 2 段階	390 円	420 円
第 3 段階①	650 円	820 円
第 3 段階②	1,360 円	820 円
第 4 段階	1,610 円	1,260 円

○基本料金に加算される各加算（★・・・対象者のみ）

1, 日常生活継続支援加算	36 単位/日	
介護福祉士の資格を有する職員を手厚く配置し、可能な限り個人の尊厳を保持と日常生活が継続できるように支援するための体制を基準以上に整えています。		
2, 個別機能訓練加算 I	12 単位/日	
機能訓練指導員が計画した内容に基づき、日常動作等の訓練指導を行います。		
3, 個別機能訓練加算 II	20 単位/月	
厚生労働省への必要な情報提供及びフィードバック情報を活用し、個別機能訓練計画に基づき、実施・評価・改善等を行った場合に加算します。		
4, 個別機能訓練加算 III	20 単位/月	
個別機能訓練加算 II、口腔衛生管理加算 II、栄養マネジメント強化加算を算定して、口腔の健康状態や栄養状態に関する情報を共有している場合に算定します。		
5, 栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	
常勤栄養士を配置し、入所者の維持・向上のため、医師、管理栄養士、介護・看護職員、介護支援専門員等の多職種の職員が協働して、利用者ごとの摂取、嚥下機能に着目したよりよい丁寧な栄養ケアを行います。		
6, 精神科医療養指導加算	5 単位/日	
精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月 2 回以上行います。		
7, 夜勤職員配置加算 III・ロ	16 単位/日	
夜勤時間帯全体において基準以上の職員を配置したうえ、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合に加算します。		
8, 看護体制加算 I・ロ	4 単位/日	
常勤看護師を 1 名以上配置し、日常的に入所者の健康管理を行い必要に応じ、主治医の指示を仰ぎ医療機関への受診等を行います。		
9, 看護体制加算 II・ロ	8 単位/日	
看護職員を手厚く配置し、夜間など施設から看護職員へ連絡をして緊急時の対応など、24 時間オンコール体制を確保しています。		
10, 口腔衛生管理加算 II	110 単位/月	★
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月 2 回以上行い、口腔ケアについて介護職員に対して技術的助言及び指導を行い、計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算します。		
11, 生産性向上推進体制加算 II	10 単位/月	
入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行います。		

12, 準ユニットケア加算 5 単位/日

12 人を標準とする準ユニットでケアを行い、プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備し、準ユニットごとに共同生活室を設けています。

また、準ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しています。

13, 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10 単位/月

第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。

協力医療機関との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めている。

医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に 1 年に 1 回以上参加している。

14, 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 5 単位/月

協力医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に加算します。

15, 協力医療機関連携加算 50 単位/月

協力医療機関との間で、入所者の病歴等の医療情報を共有します。

16, 退所時情報提供加算 250 単位/月 (1 回のみ)

医療機関へ入院、退所する入所者について医療機関に対して心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合に加算します。

17, 初期加算 30 単位/日

入所日から起算して 30 日以内の期間と 30 日を超えて医療機関への入院後に再入所された場合に加算します。

18, 褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3 単位/月

褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、入所時に評価するとともに、少なくとも 3 ヶ月に 1 回、評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施を活用した場合に加算します。

19, 褥瘡マネジメント加算Ⅱ 13 単位/月 ★

褥瘡マネジメント加算Ⅰの内容に加え、入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合に加算します。

20, 自立支援促進加算 280 単位/月

医師が入所者ごとに、入所時に自立支援にかかる医学的評価を行い少なくとも 3 月に 1 回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加し、医学的評価の結果を踏まえ、多職種協働で支援計画の策定、計画に沿ったケアを実施し 3 月に 1 回、支援計画を見直した場合に加算します。

21, 科学的介護推進体制加算Ⅱ 50 単位／月

心身の状況、疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に加算します。

22, 安全対策体制加算 20 単位／月（1 回のみ）

外部の研修を受けた担当者が配置されており、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合、入所時に 1 回に限り加算します。

23, 療養食加算 6 単位／1 食につき ★

医師の指示に基づき、1 日 3 食を限度とし療養食（糖尿病食、腎臓病食、貧血食等）を提供した場合に加算します。

24, 経口維持加算Ⅰ 400 単位／月 ★

著しい誤嚥が認められる利用者に対し、医師の指示に基づき経口維持を進めている場合に加算します。

25, 外泊時加算 246 単位／日（6 日間）

医療機関への入院や居宅における外泊をされた場合は、1 ヶ月に 6 日間を限度として加算します。（月をまたがる場合は、最大 12 日間算定。）なお、外泊日の初日と最終日についての加算はありません。

また、外泊時加算算定以外の外泊中、入院中の期間は居住費（通常料金 第 4 段階）をいただくこととなります。

26, 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位／日（7 日間） ★

医師が、認知症行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合に入所日より 7 日間加算します。

27, 退所前連携加算 500 単位／回（1 回のみ） ★

入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、希望する居宅介護支援事業者に対して、介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に加算します。

28, 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位／日 ★

日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の方に加算します。

29, 介護職員等処遇改善加算Ⅰ・ロ

1 月につき所定単位数の 17.6%に相当する単位（小数点以下四捨五入）

※地域区分…7級地 1単位あたりの単価は10.14円となります。

※表記の料金表は、介護保険負担割合証が1割の方となります。

介護保険負担割合証が2割・3割の方は、表記の料金の2割・3割の金額（単価）になります。（食費・居住費の実費は除く）

2) その他の費用

下記サービスを希望のご利用者

① 理美容代 1回¥2,200

② 日用品費 実費

（ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉等個人の希望の物）

③ 教養娯楽費 実費

その他行事参加費（入園料等）は実費

医療に関する費用

① 医師が処方する薬代

② バルーンやカテーテルなどの医療機器代金

③ 施設外医療機関の受診代金

3) 基本料金の減免措置

所得に応じ居住費、食費の減免措置が在ります。

詳しくは各市町村の介護保険窓口にお問い合わせください。

4) 支払方法

毎月、10日前後に前月分の計算ができ請求書を郵送いたします。

お支払いは、群馬銀行の口座振替又は20日までに施設窓口へ

現金払いにてお願い致します。

5. 本契約の終了により退所をして頂く場合

本契約終了の期日が定められていない限り、利用者は継続してしんとう苑の提供するサービスを利用することが出来ますが、以下の事由に該当する場合、当施設との間で交わされた本契約は終了となり、退所していただくことと成ります。

（本契約書第11条参照）

① ご利用者が死亡された場合

② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

③ 要介護認定において、要介護1又は2と認定された者で「特例入所の条件」に該当しないと認められる場合（平成27年4月1日以降に入所された方が対象です）

④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事

由によりしんとう苑を閉鎖した場合

⑤施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

⑥しんとう苑が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑦ご利用者・代理人から退所の申し出があった場合や、事業者から退所の申し出を行った場合

1) 代理人・ご利用者からの退所の申し出（中途解約・本契約解除）

本契約の有効期間中でも契約を解約することができます。この場合には、代理人は本契約終了を希望する日の7日前までに当苑に文書での解約届の提出が必要です。ただし、以下の場合には、即時に本契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

（本契約書第9条第3項・12・13条参照）

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合及び利用者が入院した場合。

②文書での解約届の提出をせずに、利用者が居室から退去した場合。

③解約届を提出した場合、その意志を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

④しんとう苑もしくはその職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

⑤しんとう苑もしくはその職員が守秘義務に違反した場合

⑥しんとう苑もしくはその職員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他の入所者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

2) しんとう苑からの申し出により退所していただく場合（本契約解除）

しんとう苑は、代理人又はご利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

（本契約書第14条参照）

①代理人・ご利用者が、本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②代理人・ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない

場合

- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

6. 当施設のサービスの特徴

1) 基本理念

- ・ 総合的ケアサービスの充実
- ・ 利用者の家庭復帰と在宅ケアの支援
- ・ 地域と共に生きる開かれた施設

2) 運営方針

- ・ もう一つの我が家と生きる喜びを創ります。
- ・ 入居者とご家族に安心を提供します。
- ・ 利用者地域と職員の和を大切にします。

3) 施設利用に当たっての留意事項

・ 面会時間・面会場所

時間：午前10時より午後4時までとさせていただきます。

場所：基本的に居室または食堂談話室でお願いいたします。

※他の場所をご希望させる場合は職員へご相談ください。

また、季節により感染症予防のため面会禁止となる場合があります。

・ 飲酒・喫煙

行事などの特別の場合を除いて、飲酒はできません。

喫煙は原則禁止となっております。敷地内も禁煙となっております。

・ 設備器具の利用

浴室、機能回復訓練器具の使用等は職員の立ち会いのもとご利用下さい。

・ 金銭貴重品の管理

基本的には利用者ご本人で管理していただきます。管理が困難

な場合はお持込を遠慮していただいております。また、貴重品等を持ち込む必要があり、本人管理ができない場合は、別紙「貴重品等保管管理規定」により施設でお預かりする事もできます。

- ・家具・家電等の持ち込み
従来ご家庭で使用していた家具・衣類等は、介護に支障が無い限り居室のスペースに応じて持ち込みが可能です。
- ・施設外での受診
必要に応じて施設外の医療施設に受診できます。
その際、主治医の指定した医療機関以外をご希望される場合はご家族様での受診対応となりますのでご了承ください。
- ・宗教活動
信教の自由は保障されておりますが、施設内での布教活動はご遠慮下さい。
- ・ペット
個人のペットの飼育は原則禁止です。希望があれば職員にご相談下さい、個々のケースで判断させていただきます。

7. 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は代理人、もしくは別紙『身元保証人届』に記載のある身元保証人に連絡します。

8. 身元保証に関すること

利用者の身元保証に関することについては、別紙『身元保証人届』に定めたとおりとします。『身元保証人届』第4項及び第5項により債務が生じた場合は以下のとおりとします。

- ① 身元保証人は利用者と連携して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- ② 前項の身元保証人の負担は、極度額 80 万円とします。
- ③ 身元保証人が負担する債務の元本は、利用者または身元保証人が死亡したときに確定することとします。
- ④ 身元保証人の請求があった時、事業者は、身元保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供致します。

9. 非常災害対策

- ・火災、災害時は自衛消防隊組織による対応
- ・夜間は夜勤者、宿直者による、消防機関への連絡対応
- ・防火設備 スプリンクラー、自動火災警報装置、消火器、消火栓、防戸
- ・防災訓練 年2回
- ・防火管理責任者 事務長

10. 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口、苦情処理窓口 電話番号 0279-55-6622 事務長 介護支援専門員 受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで

その他の介護保険サービスに関する相談窓口

群馬県国民健康保険団体連合会	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8	027-290-1323
群馬県庁 介護高齢課・企画・介護保険係	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-2562
榛東村役場 健康保険課	〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井790番地1	0279-54-2211

※上記以外の介護保険者である各市町村の相談・苦情相談窓口等でも受け付けています。

11. 当法人の概要

名 称 社会福祉法人 榛永会
所 在 地 北群馬郡榛東村大字広馬場1797番地1
代 表 者 理事長 高 橋 正
設 立 平成14年7月15日

定款に定めた事業

1. 第1種社会福祉事業
特別養護老人ホームしんとう苑
軽費老人ホームケアハウスぶどう苑
2. 第2種社会福祉事業
老人短期入所事業
老人デイサービス事業
3. 公益事業
施設等
特別養護老人ホーム 1ヶ所
軽費老人ホーム 1ヶ所

短期入所生活介護 1ヶ所
通所介護 1ヶ所
居宅介護支援事業所 1ヶ所

令和8年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、代理人に対して本契約書及び本書面に基
づき重要な事項を説明しました。

事業者 北群馬郡榛東村大字広馬場1797番地1
社会福祉法人 榛永会
特別養護老人ホーム しんとう苑
施設長 田辺 亮
説明者 特別養護老人ホームしんとう苑
氏名 岡田 康嗣

私は、本契約書及び本書面により、事業者より介護老人福祉施設入所
についての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印